

「令和8年度以降の大分県森林環境税について（案）」に対する県民意見の募集について

令和7年9月19日
大分県総務部税務課

県では、森林の有する多面的かつ公益的な機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林環境を保全し、及び森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成するための施策に要する経費に充てるため、平成18年度から、5年を1期とする「大分県森林環境税」を導入しています。

今年度は、第4期（令和3年度～令和7年度）の最終年度にあたることから、「大分県森林づくり委員会」において、大分県森林環境税を活用した事業の成果検証と今後のあり方についての検討が行われ、8月28日に、「大分県森林環境税を継続し、今後も森林環境の保全に係る課題解決に向けた取り組みに活用していくことが望ましい」とする報告書が知事に提出されました。

この報告書を踏まえ、県では、「令和8年度以降の大分県森林環境税について（案）」のとおり、大分県の森林・林業を取り巻く課題の解決に向けて引き続き取り組むため、大分県森林環境税の適用期間を5年間延長することを検討しています。

つきましては、この案に対して、以下のとおり、広く県民の皆様のご意見を募集しますので、お知らせします。

1 公表資料

- (1) 令和8年度以降の大分県森林環境税について（案）
- (2) 大分県森林環境税報告書～第4期の検証と今後のあり方～（概要版）
- (3) 大分県森林環境税報告書～第4期の検証と今後のあり方～（全体版）
- (4) 森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例

2 公表資料の閲覧場所

- (1) 大分県ホームページ
- (2) 大分県総務部税務課（県庁舎本館5階）
- (3) 大分県情報センター（県庁舎本館1階）
- (4) 地区情報コーナー（11ヵ所）

3 意見等の提出方法

ご意見は、住所、氏名及び電話番号を明記の上、下記の宛先までお寄せください。
（住所及び氏名の記載がない場合は受付できません）

- (1) 郵送の場合
〒870-8501 大分市大手町3-1-1 大分県総務部税務課 課税班あて
- (2) ファクシミリの場合
097-506-1719（大分県総務部税務課 課税班あて）
- (3) 電子メールの場合
all1500@pref.oita.lg.jp（大分県総務部税務課 課税班あて）
- (4) 大分県電子申請システムの場合
以下リンク先のフォーム（電子申請システム）にて必要事項を入力してください。
<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure-alias/shinrinkankyousei>

4 意見等の募集期間

令和7年9月26日（金）から令和7年10月27日（月）まで

【問い合わせ先】

税務課課税班 上田、大鶴
電 話 097-506-2384（直通）